

通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件の一部を改正する告示新旧対照表文案

昭和六十二年建設省告示第九百一号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百五條の一第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に次に掲げる木材の区分に応じ、それぞれ又は口に掲げる値の部分を除く部分があ、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構造であること。</p> <p>イ 昭和六十二年建設省告示千八百九十八号第一号から第三号までに規定する規格に適合するもの <u>二・五センチメートル</u></p> <p>ロ 昭和六十二年建設省告示千八百九十八号第六号に規定する規格に適合するもの <u>三センチメートル</u></p> <p>一丁四 略</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百五條の一第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に<u>二・五センチメートルの部分</u>を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構造であること。</p> <p>一丁四 略</p>

